

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月3日
【会社名】	株式会社千趣会
【英訳名】	SENSHUKAI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星野 裕幸
【本店の所在の場所】	大阪市北区同心一丁目8番9号
【電話番号】	06-6881-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務担当 井阪 義昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区同心一丁目8番9号
【電話番号】	06-6881-3120
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務担当 井阪 義昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年3月30日開催の当社第72期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 208,827,464円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款の一部を以下のとおり変更する。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会決議事項)	(削除)
第19条 当社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大量買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。	
2. 前項における当社株式の大量買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより、当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。	
(新株予約権無償割当の決定機関)	(削除)
第20条 当社は、前条に規定する当社株式の大量買付行為に関する対応策に基づき、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議に基づいて、新株予約権無償割当を行うことができる。	
2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
第21条 ~ (条文省略)	第19条 ~ (現行どおり)
第28条	第26条

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 社外取締役の責任限定 )</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p> <p>第30条 ~ ( 条文省略 )</p> <p>第35条 ( 社外監査役の責任限定 )</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p> <p>第37条 ~ ( 条文省略 )</p> <p>第40条</p>	<p>( 取締役の責任限定 )</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役 ( 業務執行取締役等であるものを除く。 ) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p> <p>第28条 ~ ( 現行どおり )</p> <p>第33条 ( 監査役の責任限定 )</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p> <p>第35条 ~ ( 現行どおり )</p> <p>第38条</p>

第 3 号議案 取締役 9 名選任の件  
 取締役として星野裕幸、杉浦恒一、梶原健司、内藤剛志、石田晃一、小川佳洋、池田英之、寺川尚人及び青山直美の 9 名を選任する。

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件  
 監査役として、北原義春の 1 名を選任する。

第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件  
 補欠監査役として、中町昭人の 1 名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	370,174	6,376	6	(注)1	可決 96.46
第2号議案	375,747	802	7	(注)2	可決 97.91
第3号議案				(注)3	
星野裕幸	352,877	22,749	930		可決 91.95
杉浦恒一	359,024	16,602	930		可決 93.55
梶原健司	373,781	1,845	930		可決 97.40
内藤剛志	373,957	1,669	930		可決 97.44
石田晃一	374,110	1,516	930		可決 97.48
小川佳洋	373,986	1,640	930		可決 97.45
池田英之	373,958	1,668	930		可決 97.44
寺川尚人	373,992	1,634	930		可決 97.45
青山直美	374,071	1,555	930		可決 97.47
第4号議案				(注)3	
北原義春	374,952	1,518	86		可決 97.70
第5号議案				(注)3	
中町昭人	374,300	2,172	86		可決 97.53

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上